

## 板橋区うつ病双極性障害家族教室事業実施要綱

平成22年4月1日 区長決定

改正 令和8年3月23日

### (目的)

第1条 うつ病双極性障害家族教室(以下、「教室」という。)は、うつ病双極性障害の基礎知識及び適切な対応方法の習得を促進することにより、うつ病双極性障害治療中の本人を支援する家族の支援を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、うつ病双極性障害治療中の本人を支援する家族とし、区内に在住・在勤・在学する者とする。

### (費用)

第3条 教室の参加費は無料とする。

### (内容)

第4条 教室は、講義及びグループワークを行う。

### (講師)

第5条 うつ病双極性障害治療中の本人を支援する家族の支援に関する専門家とする。

### (実施報告)

第6条 地域保健課は、教室に関する実施記録を作成し、3年間保存する。

### (連携)

第7条 参加者について個別相談を必要とする場合、参加者同意のもと健康福祉センターに情報提供し、連携を図る。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか教室の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

#### 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。